

島本町立図書館資料選定基準

島本町立図書館資料収集方針に基づき次のように図書館資料選定基準（以下「基準」という。）を定める。

資料の収集にあたっては、下記事項に留意して、基本的な資料を各主題別に網羅的に収集する。さらに島本町の公立図書館として特色ある資料の収集についても、逐次取り組んでいく。

選定基準

（１）一般図書

ア 総記

○ 情報科学について、特にコンピューターや基本的なソフトウェアなど最新の資料の収集につとめると共に、読書、図書、ジャーナリズム等幅広く収集する。

○ 叢書、全集は、基本的な図書ならびに古典的な名著を収集する。

イ 哲学、心理、宗教

○ 各分野の概論、入門書などを主に心理学、倫理、人生論、宗教など幅広く収集する。

○ 予言や占い、手相などについても良く調べて収集する。

ウ 歴史、地理、紀行

○ 日本史、世界史は網羅的に収集する。日本史は各時代にわたり系統的に収集する。

○ 伝記は幅広く収集すると共に、可能な限り実証のあるものを収集する。

○ 地理は幅広く収集し、各地域について偏在しないよう心掛ける。

○ 旅行ガイドブックは最新の資料を収集する。

エ 社会科学

○ 各分野を網羅的に収集する。特に最新の社会的な問題や日常生活の諸問題を明らかにした資料を収集する。

○ 税金、保険、年金などの日常生活に必要な実用書は、最新の資料を収集する。

○ 人権・同和問題、女性、年長者、教育、青少年、障害者などの問題は、豊富に収集する。

オ 自然科学、医学

○ この分野の最新の概況を把握できるよう入門書、概論、事典、図鑑を幅広く収集する。そのために常に資料の更新につとめる。

○ 医学・薬学関係については、最新の資料を収集するとともに、老人医療や子どもの病気・生活習慣病・成人病・家庭の救急医療など医学実用書を豊富に収集する。

カ 技術・家事・育児

○ 環境・住宅・洋裁・手芸、料理・育児などに関するものを主に各分野について広く収集する。

キ 産業

○ 農林・水産に関する資料、特に園芸や飼育に関する資料、商業・運輸・交通・通信事業などの産業の資料を主に各分野について収集する。

ク 芸術・スポーツ・娯楽

○ 各分野を幅広く収集する。美術書、写真集など観賞のための資料を豊富に収集する。

○ コミック・漫画についても古典的な作品など評価の定まったものを主に収集する。

ケ 言語

○ 日本語の基本的な言語に関する資料、日本語の実用書、外国語の学習書等を主に収集する。外国語については各国、民族の言語について幅広く収集する。

コ 文学

- 古典・評論などは一般的な入門書、概説を主に収集する。
- 詩歌・戯曲なども含め幅広く収集する。
- 現代の文学は、最も利用の多い分野なので、日本文学・外国文学とも豊富に収集する。
- 青少年のための文学作品も豊富に収集する。
- 全集は、利用の多い作家を主に収集すると共に、近代・現代の評価の定まった作家の著作集を収集する。

(2) 児童図書

新刊書だけでなく、子どもにとって必要な資料を幅広く収集する。さらに、子どもの多様な興味・知的好奇心に応え、各分野の古典や、評価の定まったもの、利用価値のあるものを収集する。

ア 調べもの・学習・知識・スポーツ・遊びに関する本

最新の情報・知識を科学的で正確な資料に基づき、写真・図鑑を豊富に使用してわかりやすく説明されている資料を主に収集し、常に更新につとめる。また、学校などと連携し、幼児・児童・生徒の学習課題等にも対応できるようにする。

学習漫画や、占い・幽霊・妖怪などに関する資料については、内容をよく調べて収集する。

イ よみもの(文学・昔話・民話)

利用の多い分野なので、日本や外国の創作文学を始め、多様なジャンルを幅広く豊富に収集する。

翻訳書や民話などは原作や原話の内容を正しく伝え、全文を訳した作品を収集する。

ウ 絵本

幅広く収集し、多彩な芸術性に富んだ作品への出会いの機会を作るようにつとめる。

また、幼児から成人までの絵本への関心に応じていく。

科学・知識絵本についても評価の定まったものを収集する。

エ 紙芝居

紙芝居でしか味わえないもので、幼児にふさわしい絵や文の表現に心掛けた作品を広く収集する。

(3) 参考図書

ア 各分野の評価の定まった主要な事典・辞典・年表・図鑑を収集する。

イ 基本的な統計・年鑑・政府刊行物を継続的に収集する。

ウ 行政資料は、島本町の基本的な資料を幅広く収集する。

エ 電話帳は、島本町・周辺の市町のもの収集する。

(4) 郷土資料

郷土資料は、島本町の特色を明らかにしていく基礎資料として重要な主題である。島本町の自然、人文、歴史を主題とした著作物や歴史的文献・資料の収集を展望し、当分は、下記事項に留意して収集し、逐次その充実をはかっていく。

ア 郷土資料は、島本町を主とし、大阪府、京都府南部の資料を収集する。

- イ 地図は、島本町・周辺の市町のもものを収集する。
- ウ 島本町にかかわる個人、団体による著作物を収集する。
- エ 島本町の自然・歴史・地理に関する資料を収集する。

(5) 逐次刊行物

- ア 新聞
主要全国紙、スポーツ新聞等をそろえる。
- イ 雑誌
家庭、育児、文芸、趣味、評論、スポーツ、健康等各分野を幅広くそろえる。
子ども向きのものを始め女性、年長者等等各年代、各層の利用を考慮してそろえる。

(6) 視聴覚資料

- ア ビデオ・DVD
映画を主に教養、学術的な作品を収集する。作品は著作権補償済みのものを収集する。子ども向きの作品も収集する。
- イ CD・カセットテープ
各分野の作品を幅広く収集する。
日本の音楽(ポップス・歌謡曲・演歌など)を主に、クラシックや落語・浪曲・朗読・語学など、各年代、各層の利用を考慮して収集する。

(7) 障害者用資料

- ア 主な大活字本を収集する。
- イ 録音図書・点字図書なども収集する。

(8) 新しい情報媒体

電磁的記録など新しい情報媒体について、必要に応じて収集する。

(施行期日)

この基準は、平成7年8月1日から施行する。

(施行期日)

この基準は、平成21年1月1日から施行する。